

水戸市立第一中学校いじめ防止基本方針

令和8年4月

水戸市立第一中学校

(令和8年3月30日改訂)

1 いじめ防止等の対策に関する基本理念

- (1) いじめは、どの子供にも、どの学校でも起こり得るものであることを踏まえ、いじめの未然防止を図ることを旨とするとともに、いじめ又はその兆候を早期に発見し、迅速かつ適切に対処することができるようにすべきこと。
- (2) いじめは児童生徒等の尊厳を害するとともに犯罪その他重大な人権侵害となり得る行為を含むものであり決してしてはならないものであることについて、児童生徒等が認識できるようにその情操と道徳心を培い、規範意識を養い、及び自尊心を育むべきこと。
- (3) いじめに関する事案への対処においては、当該いじめを受けた児童生徒等の生命を保護すること及びいじめによりその心身に受けた影響からの回復を図ることが、特に重要であることを認識すべきこと。
- (4) いじめを受けた経験を有する者の意見が反映されるようにするとともに、いじめを受けている者の立場に立ち、かつ、その置かれている状況に応じ、最大限に必要な配慮をすべきこと。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。〔いじめ防止対策推進法 第2条第1項〕

3 水戸市立第一中学校の基本的な方針



～全教職員が協働し、組織としていじめ防止に取り組む学校を創る～

- 豊かな情操と道徳心を培う教育の推進
- 心の通う友人関係構築の能力の醸成
- 全教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実

4 いじめ防止等のために取り組む姿勢

- (1) 第一中学校いじめ防止対策委員会の設置
第一中学校いじめ防止対策委員会（以下「いじめ防止対策委員会」）を設置し、以下の者をもって構成する。
 - 校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、学年主任、養護教諭、教育相談担当
* 必要に応じて、学級担任、部活動顧問、スクールカウンセラー（SC）、スクールソーシャルワーカー（SSW）、心の教室相談員
- (2) 当該組織は、全職員間の共通理解を図り、いじめ対策に基づく取組の実施における中核となる役割を担う。
- (3) 当該組織は、水戸市立第一中学校いじめ防止基本方針が、学校の実態に即して機能しているかを点検し、毎年PDCAサイクルで見直す。

5 いじめ防止等に向けた取組

	主な活動	具体的な取組
いじめの未然防止	<ul style="list-style-type: none"> ○学級経営の充実 ○学習指導の充実 ○道徳教育の充実 ○人権教育の充実 ○情報モラル教育の推進 ○教育相談体制の充実 ○生徒会活動の活発化 ○教職員の連携体制の充実 ○保護者・地域との連携 	<ul style="list-style-type: none"> ・グループワークの実施 ・できる・わかる授業の推進 ・学習の約束の徹底 ・ローテーション道徳の実施 ・「いじめをなくそう人権教室」の開催 ・S Cによる授業プログラム ・人権教育教材の活用 ・「SNS によるいじめ防止に関する講演会」の実施 ・S C、心の教室相談員の活用 ・いじめ解決フォーラムの実施 ・あいさつ運動の実施 ・生徒会や各委員会によるキャンペーン企画の実施 ・職員研修の実施（S C、生徒指導主事） ・いじめ防止のための年間計画の作成 ・学校評価における「いじめ問題」の評価と改善 ・学校だよりやホームページでの発信 ・懇談会における情報の共有、発信
いじめの早期発見・早期対応	<ul style="list-style-type: none"> ○生徒の観察 ○教職員の連携体制の充実 ○教育相談の充実 ○保護者との連携 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校生活アンケートの実施（年6回） ・「心の健康観察」の重点的な活用 ・校内オンライン相談窓口の活用 <div style="display: flex; justify-content: center; align-items: center; gap: 20px;">   </div> <ul style="list-style-type: none"> ・校内巡視の実施 ・職員研修の実施（S S W、生徒指導主事） ・生徒指導部員会の実施（週1回） ・教育相談日の活用 ・教育相談の実施（2者・3者） ・S C、S S W、心の教室相談員の活用 ・電話連絡や家庭訪問の実施

6 いじめに対する措置

主な活動	具体的な措置
○いじめ防止対策委員会での検討 ○事実確認と迅速な対応 ○いじめられた生徒への対応	<ul style="list-style-type: none"> ・関係職員による情報共有及び対応確認 ・双方からの正確な事実確認 ・安全の保障 ・全教職員でのサポート体制の構築 ・メンタルヘルスケアの充実（養護教諭やS Cの連携） ・教育相談や家庭訪問の実施 ・いじめ解消までの定期的な見守りやヒアリング（*1）
○いじめた生徒への対応 ○保護者、関係機関への情報提供と連携	<ul style="list-style-type: none"> ・毅然とした指導や継続的な支援 ・保護者への説明と支援 ・関係機関との連携（市学校管理課、総研、児童相談所、市子育て支援課、警察等（*2））
○重大事態への対応（*3）	<ul style="list-style-type: none"> ・水戸市教育委員会との迅速な連携 ・保護者会の開催と説明及び対応の確認 ・事実確認（聞き取り・アンケート）と調査委員会への報告
○再発防止のための支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・豊かな人間関係育成のための指導方法の見直し及び改善 ・規範意識の育成

*1 【学校におけるいじめの解消の定義】

- ・いじめに係る行為が止んでいる状態が、少なくとも3か月以上継続していること。
- ・被害生徒が、心身の苦痛を感じていないこと。

*2 【いじめ問題への的確な対応に向けた警察との連携】

犯罪に相当する事案を含むいじめ対応における警察との連携の徹底

- 学校と警察が、日常的に情報共有や相談を行うことができる連携体制を構築する。
- 児童ポルノ関連のいじめ事案に関しては、一刻を争う事態も生じることから、被害の拡大を防ぐため、学校は、直ちに警察に相談・通報を行い、連携して対応する。
- 重大ないじめ事案やいじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案について警察へ相談・通報を行い、学校として適切な対応を行う。

警察との日常的な情報共有体制の構築による連携強化

- 学校、警察双方において、連絡窓口となる担当職員の指定を徹底する。

保護者と学校がともにいじめ防止対策を共有するための普及啓発の推進

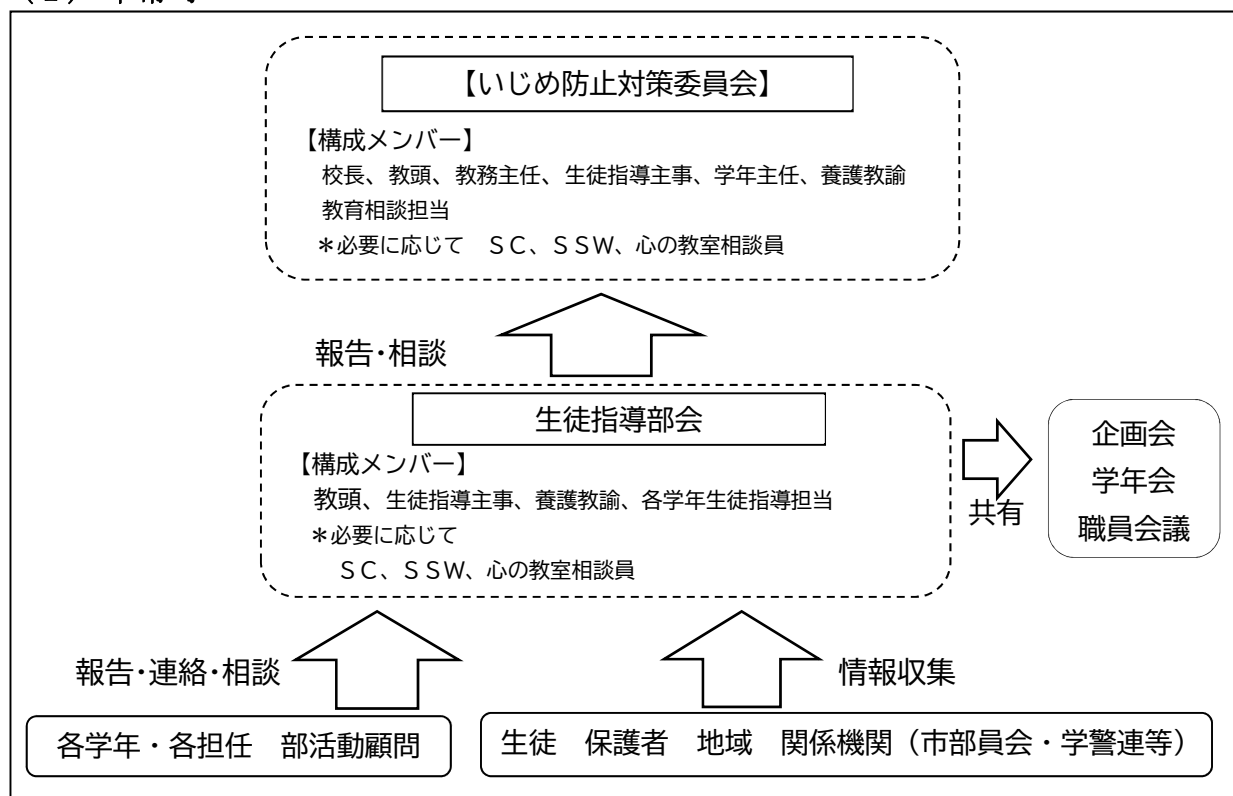
- いじめが犯罪行為に相当し得ると認められる場合には、警察への相談・通報を行うことについて、あらかじめ保護者等に対して周知を行う。

*3 【重大事態の定義】

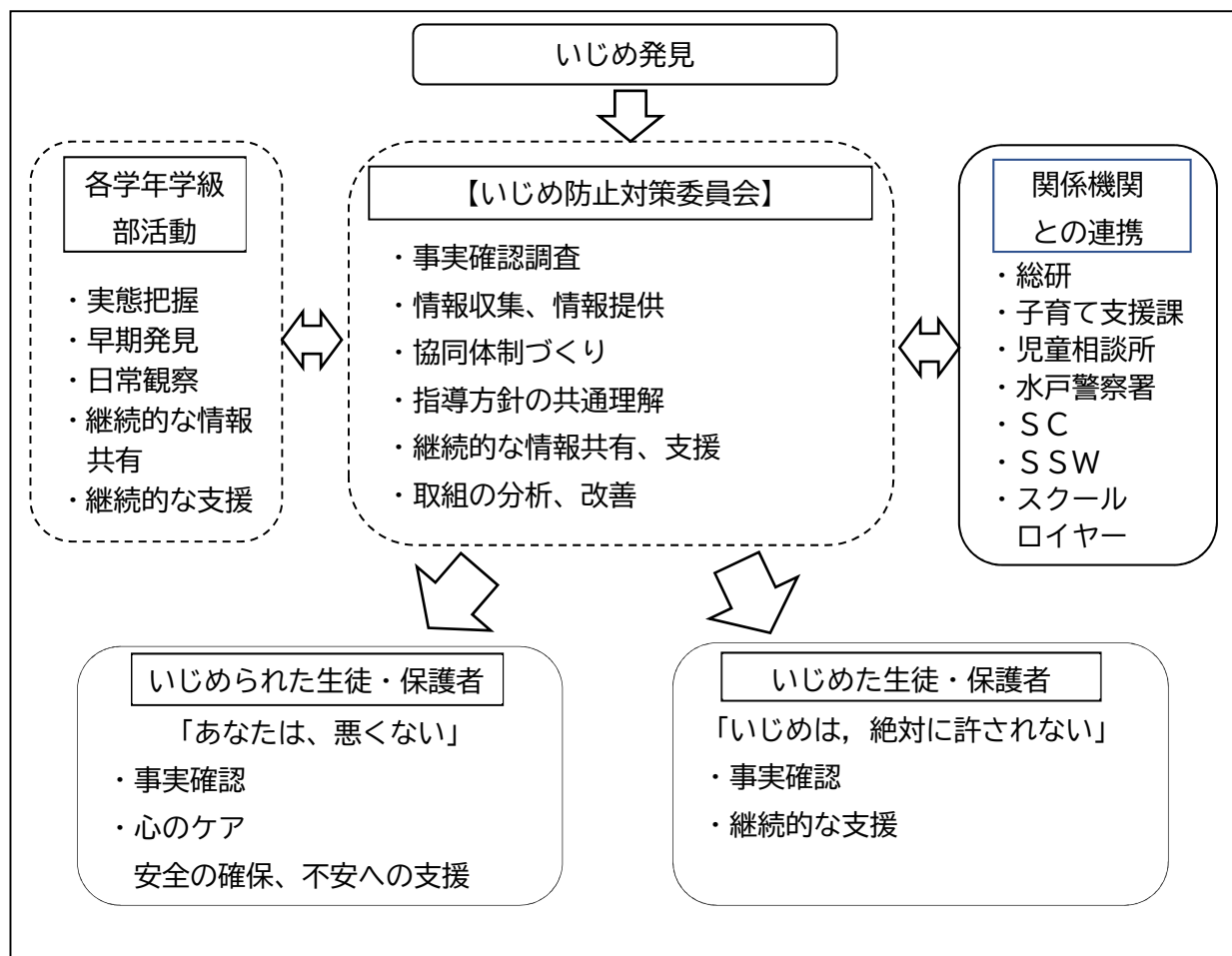
- ・生徒が自殺を企図した場合
- ・生徒の身体に重大な障害を負った場合
- ・生徒が金銭等に重大な被害を被った場合
- ・生徒が精神性の疾患を発症した場合
- ・いじめにより年間30日以上を越える欠席がある場合
- ・いじめにより一定期間連続して欠席しているような場合

7 いじめ防止体制

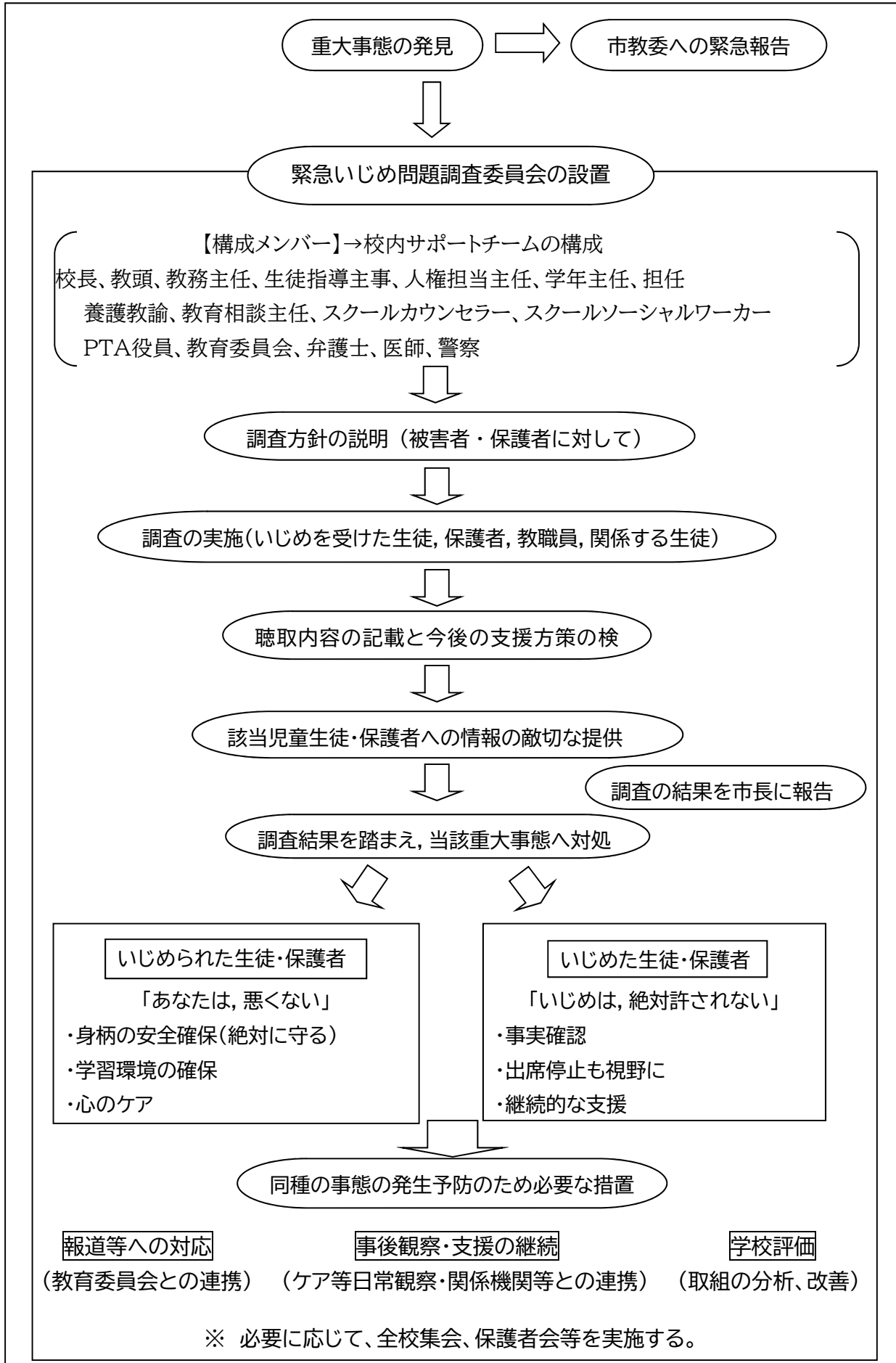
(1) 平常時



(2) いじめ発生時



(3) 重大事態発生時



(4) いじめ再発防止について

